

補助率
1/2

コロナ対策支援補助金

できるだけ早めに
申請・相談ください

鹿児島市では、コロナ禍における観光振興策として、安心・安全な観光地域づくりに向け、市内の貸切バス・タクシーの衛生対策強化に係る取組に対して支援します。

※支援を受けるには**事前に申請が必要です**（手続きの流れは裏面をご覧ください）。

※本市から送付される「**交付決定通知書**」の発行日（右上記載の日付）より前に購入した分は、**補助対象外**となりますのでご注意ください。

※申請前に一度ご相談ください。

→ 交付決定通知日

1 補助対象者

道路運送法第4条に基づく許可を受けており、売上高が令和元年に比して減少している、または減少が見込まれ、かつ、今後も事業を継続する意思がある事業者等

- ①鹿児島市内に貸切バスの車庫となる営業所等を置く民間事業者
- ②鹿児島市内にタクシーの車庫となる営業所等を置く民間事業者、個人タクシー事業協同組合又は個人タクシー協会

2 補助対象期間

交付決定通知日から令和4年2月28日（月）までの取組に係る費用

※交付決定通知日以前の取組に係る費用は対象になりません。

3 補助対象となる取組 ※交付決定通知日以降の取組

利用者回復につながる衛生対策強化に係る取組

（本市経済の早期回復のため、物品の購入等については、可能な範囲で市内（県内）事業者の活用をお願いします。）

対象となる経費の具体例

業種別ガイドラインに基づく衛生対策

- 車両の消毒・清掃、衛生対策のための消耗品購入（送料含む）
- 衛生対応の広報（動画、HP、多言語） など

対象とならない経費の具体例

販売力強化に要する経費は対象になりません

- 広報費（広告、動画、宣伝写真等）
- HP改修
- 営業、販促活動のための旅費
- 経営相談等コンサル経費
- 振込手数料、消費税等の仕入控除税額分 など

4 補助率・補助上限額

| | 貸切バス | タクシー |
|-------|---|----------------------------|
| 補助率 | 1/2 | |
| 補助上限額 | 貸切バス保有台数×1.5万円 (上限25万円) | タクシー保有台数×0.5万円 (上限25万円) |
| 補 足 | <ul style="list-style-type: none"> ● 先着順ではありません ● 保有台数は、令和3年4月1日現在で鹿児島市内の営業所等が車庫となっている対象車両の台数 | |

5 申請及び実績報告手続き

鹿児島市

鹿児島市より補助対象事業者へ申請書等を郵送

事業者

【**交付申請手続き**】下記の申請書類を記載して郵送

- ①交付申請書（様式第1）
- ②事業の内容を示す資料（見積書・カタログの写し等）
- ③運送事業許可の写し／保有の自動車車検証の写し等
- ④概算払請求書（様式第7）／振込先口座通帳の写し
※④は前払いを希望する場合のみ提出ください。

**令和4年1月31日
までに申請ください。**

鹿児島市

審査後、**交付決定通知書**を郵送

事業者

衛生対策強化に係る取組の実施（交付決定通知日～）

※前払い希望者には順次補助金を振込

事業者

【**実績報告手続き**】下記の報告書類を記載して郵送

- ①実績報告書（様式第4）
- ②事業の実施を証明する写真や報告書等
- ③領収書等の支払いを証明する書類の写し
※領収書の日付は交付決定通知日～2月28日、
宛名があるもののみ有効です。
- ④支払明細書（請求書や納品書等）の写し

**令和4年2月28日
までに提出ください。**

鹿児島市

審査後、**補助金確定通知書**を郵送
※返金がある場合は戻入通知書を送付

審査後、**補助金確定通知書**／
請求書（様式第6）を郵送

事業者

戻入通知書により返金（指定日まで）
（実績額が前払い金額を下回った場合）

必要事項を記載した**請求書（様式第6）**／
振込先口座通帳の写しを郵送

鹿児島市

補助金を振込

【消費税等を補助対象経費に含めて交付申請した事業者】

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第8）をご提出ください。

6 交付申請書及び実績報告書受付期間

【**交付申請書**】令和3年4月1日（木）～ 令和4年1月31日（月）まで

【**実績報告書**】交付決定通知日 ～ 令和4年2月28日（月）まで ※消印有効

7 提出・お問合せ先

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1（みなと大通り別館3階）

鹿児島市役所 観光プロモーション課戦略係

☎099-216-1510（平日 8時30分～17時15分）

※申請書は鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

〔ホーム > 市政情報 > 新型コロナウイルス感染症対策関連専用ページ > 〕
【**宿泊・貸切バス・タクシー事業者の皆さま向け**】コロナ対策支援補助金



Q 1 交付決定通知日以前に実施した衛生対策は補助対象になりますか？

- 補助対象外になります。
- 交付決定通知日以降に実施した事業が補助金の対象となりますので、通知後、実施してください。

Q 2 貸切バス事業とタクシー事業を行っている場合の申請方法は？

- 貸切バス事業、タクシー事業ごとに、それぞれ申請をお願いします。

Q 3 複数回に分けて申請できますか？また、物品の購入と車両の消毒など、複数の取り組みについて申請できますか。

- 申請回数は1回限りになります。
- 複数の取組を組み合わせでの申請も可能ですので、効果的にご活用ください。

Q 4 国等から補助金をもらっている事業について申請できますか？

- 国や地方自治体、他の行政機関等から補助金を受ける事業についても申請可能です。国等の補助金がある場合、次の低い額が交付額となります。
 - ①補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額
 - ②一事業者あたりの補助上限額

Q 5 廃業している場合は申請できますか？

- 対象外になります。ただし、令和4年1月31日までに新たに道路運送法の営業の許可を受けた場合は、対象になります。

Q 6 休業している場合は申請できますか？

- 対象外になります。ただし、令和4年1月31日までに営業を再開した場合は、対象になります。

Q 7 物品購入等の支払いを口座振込で行うため、一般的な領収書が発行されません。支払いを証明する書類は何を添付する必要がありますか？

- 振込依頼票や振込電算伝票の写し（相手先や金額等の該当箇所をマーカー）に、支払明細書（請求書や納品書等）を添えて提出してください。